

特許庁委託事業

ASEAN 各国における産業財産権の権利化  
に係る費用及び期間に関する調査

2014 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**TMI Associates (Singapore) LLP**

### 第3 調査結果（産業財産権権利化期間）

#### 1. インドネシア

インドネシアにおいてはインドネシア知的財産権総局より必要な情報を包袋借用することによって情報を収集した。但し、オフィスアクションの内容や出願ルート等、一部の情報は開示されないため、これらの情報は調査結果に含まれていない。調査結果の概要は以下のとおりである。

##### (1) 特許

ランダムにサンプリングした 30 件のうち、26 件が外国出願であり、内国出願は 4 件のみである。登録平均期間は、外国出願と内国出願で大きな差異はないが、内国出願の方が若干短期間で登録に至っている。また、外国出願の中では、PCT 国際出願の件数が多く、パリルートに比べ、登録平均期間も短期となっている。

外国出願・内国出願 <sup>10</sup> の別	外国出願：26 件 内国出願：4 件
平均登録期間	外国出願：約 5 年 2 か月 内国出願：約 4 年 5 か月
出願ルート	PCT 国際出願：19 件 パリルート：7 件 通常出願：0 件
平均登録期間 (出願ルート別)	PCT 国際出願：約 4 年 1 か月 パリルート：約 7 年 11 か月 通常出願：N/A
早期審査請求の有無	不 明

法律上、実体審査請求日又は出願公告満了日から 36 か月以内に出願の承認又は拒絶の決定を行う必要があるところ、一部のサンプルを除き、実体審査請求日から 36 か月以内で登録に至っている。

---

<sup>10</sup> 本章において、「外国出願」とは当該国外の出願人が行ったPCT国際出願、パリルート出願、国内出願（本章において）を意味し、「内国出願」とは当該国内の出願人が行った出願を意味する。なお、当該国外の出願人が行った国内出願を「通常出願」という。

(2) 小特許

ランダムにサンプリングした 20 件のうち、外国出願が 6 件、内国出願が 14 件であった。平均登録期間は、内国出願の方が、外国出願に比べて約半分の期間で登録に至っている。

外国出願・内国出願の別	外国出願：6 件 内国出願：14 件
平均登録期間	外国出願：約 4 年 7 か月 内国出願：約 2 年 4 か月
出願ルート	不 明
平均登録期間 (出願ルート別)	不 明
早期審査請求の有無	

法律上、出願日から 24 か月以内に出願の承認又は拒絶の決定を行う必要があるところ、内国出願については概ね 24 か月前後で登録に至っている。一方外国出願は 6 件中 3 件が 24 か月前後で登録に至っているものの、残りの 3 件はその期間を大幅に超過している。これは当局との間の応答手続や補正手続があったものと推測されるが、外国出願の場合には注意が必要である。

(3) 意匠

ランダムにサンプリングした 20 件のうち、外国出願が 9 件、内国出願が 11 件であった。平均登録期間は、外国出願と内国出願で大きな差異はない。

外国出願・内国出願の別	外国出願：9 件 内国出願：11 件
平均登録期間	外国出願：約 1 年 4 か月 内国出願：約 1 年 3 か月
出願ルート	不 明
早期審査請求の有無	

(4) 商標

ランダムにサンプリングした 20 件のうち、外国出願が 10 件、内国出願が 10 件であった。平均登録期間は、外国出願と内国出願で大きな差異はない。

外国出願・内国出願の別	外国出願：10 件 内国出願：10 件
平均登録期間	外国出願：約 3 年 2 か月 内国出願：約 3 年 8 か月
出願ルート	不 明
平均登録期間 (出願ルート別)	不 明
早期審査請求の有無	

特許庁委託

ASEAN 各国における産業財産権の権利化  
に係る費用及び期間についての調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2014 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。